

第157回 石川県都市計画審議会

平成25年 3月27日(水) 10時00分から
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

◎事務局 : それでは定刻になりましたので、ただいまから、第157回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして鈴木土木部長からご挨拶申し上げます。

◎鈴木部長 : おはようございます。第157回石川県土木部長の鈴木でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日は、川上会長始め、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、常日頃から、土木行政、都市計画行政に対しまして、温かいご支援・ご指導を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今年度末は、道路の開通、供用が目白押しでありますことから、道路の話題をご紹介します。今月20日に金沢市粟崎町から内灘町大根布間において、金沢能登連絡道路の直線化事業が供用を開始し、今月23日に金沢市鞍月から大河端間において、金沢市副都心北部で土地区画整理組合施行の海側幹線が暫定供用を開始したところであります。また今月24日には、能越自動車道の七尾氷見道路のうち、七尾城山ICから七尾大泊IC区間が開通しました。なお、31日正午からは能登有料道路が無料化され、のと里山海道と名称を変更し、これからの交流人口の拡大、地域の活性化を期待するものであります。委員の皆様には、引き続き道路や都市計画に関しましてもご指導・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本日の審議会は、小松市及び能美市の都市計画区域再編に関する案件の他、加賀都市計画道路の案件など、14件の案件がございます。委員の皆様方には、どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げますが、ご挨拶とさせていただきます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。まず、議事次第A4一枚、議案書A4冊子でございます。別に議題1534号議案書A4冊子でございます。次に、資料1「石川県都市計画マスタープランの見直し検討状況について」A3一枚でございます。続いて、資料2「都市計画決定案件(市町決定)について」A3一枚をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

本日の審議会には、出席依頼委員25名中、19名の委員の方々にご出席い

ただいております。それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今、事務局からご報告がありましたように、ただいま、出席依頼委員25名中、19名のご出席をいただいているとのことですので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、北尾委員と外丸委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回の第156回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。前回、承認する旨答申のありました、議第1530号小松能美都市計画道路の変更、議第1531号加賀都市計画道路の変更につきましては11月27日に県告示を行っております。議第1529号輪島都市計画道路の変更につきましては12月7日に県告示がなされております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、ご協力よろしくお願いいたします。

議第1532号「七尾都市計画臨港地区の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1532号「七尾都市計画 臨港地区の変更について」でございます。お手元の議案書は7ページ、図面は9ページです。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、臨港地区とは、港湾施設、臨海工場など港湾を適切に管理運営するために定めるもので、地区指定により、工場の新設など一定の行為に対しては、届出が必要となり、港湾機能に支障がある場合、勧告や変更命令がなされることとなります。現在県内には、七尾港を初め全部で10港の臨港地区が指定されています。

今回の案件である七尾港の「大田地区」ですが、青色の枠で囲ってある箇所が現在の臨港地区であり、赤色の枠で囲ってある箇所が今回変更地区となります。七尾港港湾計画では、現在、今回の案件の区域を含む、赤色斜線部分を埋

め立てており、今回、赤色で囲ってある箇所の埋立が完了したため、ふ頭用地として、0.8haを新たに臨港地区に指定するものです。これにより、「七尾港 臨港地区」の面積は、約171haから約172haとなります。以上が、七尾都市計画 臨港地区の変更内容になります。

なお、本案件につきましては、2月8日から2月22日の2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものいたします。
- それでは次に、議第1533号「小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更について」上程します。事務局から説明して下さい。

- ◎事務局： それではご説明いたします。議第1533号「小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域の変更について」でございます。議案書は11ページ、図面は13ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、現在の都市計画区域についてですが、現在小松市と能美市の旧根上町・旧寺井町を対象に小松能美都市計画区域が指定され、能美市の旧辰口町は単独で辰口都市計画区域が指定されています。しかし、平成17年2月に、旧根上町、旧寺井町、旧辰口町が合併し、能美市となったことから、一つの都市の中に、青色で着色されております、旧根上町・旧寺井町に指定している「小松能美都市計画区域」、黄色で着色されております、旧辰口町の「辰口都市計画区域」の2つの都市計画区域が併存しております。

このため、土地利用制度の現状としまして、旧根上町・旧寺井町では、区域区分、いわゆる線引きが定められ、旧辰口町では用途地域も定められていない辰口都市計画が混在するなど、不整合が生じておりました。

このような状況を踏まえ、平成21年度より、都市計画区域の再編と区域区分見直しを検討し、能美市単独の新たな土地利用規制について、地元説明会等を開催し、関係機関との調整が整ったことから、都市計画区域の具体的な再編方針としましては、能美市、小松市それぞれで能美都市計画区域、小松都市計画区域として指定します。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものいたします。

それでは次に、議第1534号と議第1535号については関連がありますの

で併せて上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : 議第1534号、及び議第1535号につきましては、能美都市計画区域の再編で関連がありますので、まとめてご説明いたします。お手元の議案書は、15ページから17ページになります。また、議第1534号につきましては、別冊としておりますので、併せてご覧ください。

最初に、能美都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの内容について、ご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、県が各都市計画区域ごとに決定するもので、「都市計画の目標」や「主要な都市計画の決定の方針」等から構成されています。具体的な内容について順にご説明いたします。まず、基本理念として、「豊かな自然に抱かれ、個性が輝く快適居住都市・能美」を目指すとし、「コンパクトな市街地形成と快適でゆとりある市街地整備」や「交通ネットワークの構築と公共交通の充実による地域・広域連携強化」など6つの目標を定めております。次に土地利用に関する決定方針です。まず商業地は、寺井駅周辺や寺井地区の中心部、辰口の温泉部等に配置し、業務地は、幹線道路や行政施設周辺に誘導します。工業地については、既存の工業団地や手取川沿岸部に配置し、職住が近接した地区においては、住環境に配慮しながら地場産業の育成を図ります。住宅地については、既成市街地や、計画的開発がなされた住宅地などの良好な住環境を維持し、史跡地区では保全を図りつつ必要に応じた居住環境の改善と景観形成に努め、新規需要に対しては、用途地域内の未利用地へ適切に誘導します。用途地域以外の地域については、優良な農地や保安林などの都市的土地利用への転換の抑制に努め、景観の維持・保全を図るため、特定用途制限地域の指定による建物用途の規制及び開発行為を規制する制度を導入します。次に都市施設の整備に関する決定方針です。交通施設については、東西の交流を強化する幹線道路の充実に加え、歩行者の安全性・利便性向上を図るとともに、旧3町の拠点を結ぶコミュニティバスなど公共交通機関の機能向上に努めることとしております。下水道については、ほぼ整備されており、今後は水質保全を図るため接続率の向上に努め、河川については安全・安心な川づくりを推進することとしております。次に市街地開発事業に関する決定方針としては、用途地域内農地など未利用地について、土地の有効利用のため、住居系の地区にあるものは面的整備の促進により、無秩序な拡大を抑制し、工業系の地区にあるものは企業誘致を積極的に行います。最後に自然環境の整備保全の決定方針としては、基本方針として、水と緑のネットワークの形成に努めるとともに、官民一体となった美化運動を推進し、良好な自然環境の保全に努めることとしております。また、東部丘陵の里山については、里山機能の保全再生に努め

るため、無秩序な開発抑制を図り、緑地の適切な配置に努めてまいります。以上が、議第1534号の能美都市計画区域マスタープランの概略となります。

続きまして、議第1535号の区域区分、いわゆる線引きについて、ご説明いたします。能美市では、線引きのある旧根上町、旧寺井町と用途指定もない旧辰口町の地区がある一方で、都市としては成熟しており、今後、無秩序な開発が見込まれないことなどから、区域区分を定めないこととしております。このため、現在小松能美都市計画として旧根上町、旧寺井町に指定されている区域区分、いわゆる線引きを廃止します。これにより、能美都市計画区域は、非線引き都市計画区域となりますが、市街地やまとまった集落以外での田などにおいては、開発を抑制するため、能美市独自の条例により規制することとしております。具体的に、能美市の土地利用制度について簡潔にご説明します。既に市街地となっている地域については、旧根上町・旧寺井町では従来と同様に用途地域の指定を継続し、旧辰口町については用途地域を新たに指定します。郊外部については、新たに特定用途制限地域というものを指定して、建築物の用途を制限し、併せて市独自条例により、開発行為を規制することで、既存集落の活力維持に配慮しつつ、無秩序な市街化を防止することとしております。以上が、能美都市計画区域再編に関する内容となります。

なお、本案件につきましては、本年2月22日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 本案件につきましては、当審議会に設置されている「いしかわの都市計画検討専門委員会」に付託されておりますので、専門委員会での審議結果を高山委員長より報告していただきます。高山委員長お願いします。

◆高山委員長： 委員長の高山でございます。それでは、能美市の区域再編に関する専門委員会での結果報告をいたします。

能美市の区域再編については、先ほど事務局からの説明でもあったとおり、平成21年度より検討を進めており、これまで再編の方針などを、専門委員会での討議を経て、本都市計画審議会で報告してきたところであります。本年度は、区域再編に伴う、能美都市計画区域マスタープランの素案がまとまったことを受けて、昨年11月30日に第6回の専門委員会、今年3月19日に第7回の専門委員会を開催し、それらについて討議いたしました。

その中で、線引き廃止後においても、これに代わる措置が必要ということで、市では用途地域が指定されない地域には、開発行為と建築物の立地を規制する制度を導入することとしております。また、原案について、昨年、パブリックコメ

ントを実施したところ、一般県民から特に意見はありませんでした。当委員会としても妥当な計画として、了承しております。

以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わります。

◆川上会長： ありがとうございます。只今の、事務局の説明及び高山委員長からの報告についてご質問、ご意見はございませんか。

○福村委員： 能美都市計画の線引き廃止に伴い、開発行為の許可については、市の判断になりますが、一般的には規制が緩和されるという認識でよいでしょうか。

◎事務局： 従来の線引きに比べて緩和になりますが、専門委員会で検討し新たに従来の線引きに近い制度を導入するものであります。具体的には、既存集落周辺での住宅立地を許容するなど、集落の活性化を図るものであります。

○福村委員： 線引きの有無には、人口要件などがあると思われませんが、県全域を平面的に見ると、線引きを廃止する能美市周辺には線引き都市である白山市や小松市が存在し、開発行為の許可に差が生じて望ましくない状況となることが考えられます。小松市や白山市の住民からは、線引き区域と非線引き区域との開発行為の許可に対する規制の違いを解消するため、線引き廃止を望む声がありますがどのように考えていますか。

◎事務局： 能美市と白山市では手取川を境に土地利用が異なること、能美市と小松市では田園地帯で土地利用が分断していると考えています。県としては、能美市に即した土地利用規制について、平成21年度から専門委員会などで検討を行ってきました。その結果、条例などを定めて、能美市の秩序ある土地利用を図ることとしています。

◆川上会長： 能美市さんから、今の事務局の説明について補足などがあれば、発言をお願いします。

◎能美市： 能美市都市計画課長の高橋でございます。よろしく申し上げます。能美市としましては、線引きを廃止することとしていますが、同時に条例などを定めてメリハリのある土地利用規制を図ることとしております。具体的には能美市の豊かな田園や里山を保全するため、それらの地域における開発を抑制します。また、農政部局とも調整を行った結果、田園地帯の大半が農振農用地、いわゆる青地に指

定されていることから、開発行為を行う際には、農政側の規制を受けます。よって、農政側の規制と都市計画側の条例などを組み合わせて農地を保全することとしています。以上でございます。

○福村委員： 意見ではありますが、線引きを定める時は、隣接市町との土地利用規制の整合などを鑑みて、県全域で考えることが必要ではないかと考えます。

◆川上会長： 的確なご意見、ありがとうございます。この案件は、線引きの廃止に係る都市計画上の大きな制度変更であることから、専門委員会でも議論を重ねてきたところであり、私も専門家として意見や提案をしてきたところでもあります。従来の線引きに比べて、規制が緩くなった点もありますが、一方では能美市に即した的確な土地利用規制を運用できるのではないかと考えています。土地利用の骨格は条例で定めましたが、乱開発が進まないように運用で詳細を定めていただきたい。また、県の役割は広域調整が重要であることから、今後とも広域的な観点で調整をお願いします。

他に、ご意見・ご質問ございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1536号から議第1539号については、関連しますので、併せて上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1536号から議第1539号までの案件は、小松市及び能美市の区域再編に伴い、都市施設の名称が変更となる案件となりますので、まとめてご説明いたします。お手元の議案書及び図面は、19ページから33ページになります。

議第1536号の小松都市計画 都市高速鉄道の変更については、「小松能美都市計画 都市高速鉄道」となっているものを「小松都市計画 都市高速鉄道」に名称を変更するものです。

議第1537号の小松都市計画公園の変更については、「小松能美都市計画公園」となっているものを「小松都市計画公園」に名称を変更するものです。

議第1538号の小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道の変更については、「小松能美都市計画、辰口都市計画及び白山都市計画下水道」を「小松都市計画、能美都市計画及び白山都市計画下水道」に変更するものです。

議第1539号の小松都市計画河川の変更については、「小松能美都市計画河川」となっているものを「小松都市計画河川」に名称を変更するものです。

なお、これらの変更は、名称のみの変更で、内容に対しての変更はなく、縦覧

などの手続きを要しない案件であります。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。
- それでは次に、議第1540号「加賀都市計画道路の変更について」上程します。事務局から説明して下さい。

- ◎事務局： それではご説明いたします。議第1540号「加賀都市計画道路の変更について」でございます。議案書は35ページ、図面は37ページになります。こちらのスクリーンをご覧下さい。

まず位置でございますが、こちらの図で、黒色の線が国道364号、緑色の線が主要地方道小松山中線、紫色の実線及び破線が現在整備の進められている南加賀道路になります。今回審議していただく（都）山代駅山中線は、山代温泉郷の基盤整備の骨格をなす道路として延長約990m、標準幅員16mの道路として、昭和32年に都市計画決定されています。現在、当該路線と近接して南加賀道路の整備が進められており、主要地方道小松山中線と国道364号を結ぶ機能が代替されるため、当該区間延長約200mを廃止するものであります。こちらが、変更区間の拡大図になります。青色の区域が廃止となる区域で、別所口交差点から山代温泉南町までの延長約200mの区間となっております。なお、今回、あわせて車線数を2車線に決定致します。

本案件につきましては、今年2月22日から3月8日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。
- それでは次に、議第1541号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」上程します。事務局から説明して下さい。

- ◎事務局： それではご説明いたします。議第1541号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」でございます。議案書は39ページ、図面は41ページになります。スクリーンをご覧下さい。建築基準法第51条のただし書の規定では、「産業廃棄物 中間処理施設などの特殊建築物は、金沢市、七尾市、小松市、白山市、野々市市などの特定行政庁が、県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、新築もしくは増築できる。」とされているため、今回、その敷地位置の支障の有無について、本審議会

に付議するものです。なお、今回の特定行政庁は、金沢市となります。

まず、位置の確認です。こちらが金沢外環状道路山側環状になります。こちらが金沢大学、こちらが市の戸室新保埋立場になります。今回の案件は、赤く着色した箇所にある、中谷商事株式会社が運営する中間処理施設であり、戸室スポーツ広場に隣接し、市街化調整区域内に位置しています。当申請地では、平成9年から、中谷商事株式会社が、がれき類などの産業廃棄物の破碎を行っていましたが、今回、木くずの破碎施設を増設する計画となったため、申請されたものでございます。なお、破碎された木くず類は、リサイクルチップ燃料として、搬出されます。施設の概要ですが、今回許可対象となるのは、木くずの破碎施設を増設であり、処理能力は、1日あたり31.7tとなっています。こちらが施設計画図となります。赤色で示した箇所が破碎機の設置予定地になります。敷地周辺では、緑色で示した部分を緑化するなど、敷地外との遮断と騒音などの低減を図ります。また、搬出入車は、市道若松・戸室新保町線に面したこちらから、出入りすることとなります。こちらが市道 若松・戸室新保町線からの出入口となります。道路幅員は8mあり、搬出入車両は、一日あたり10台程度増加する予定であることから、交通上の支障はないと判断しております。

続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、近接する戸室新保、小之又町会に対しても説明を行い、合意形成が図られております。また、周辺環境への影響については、騒音、振動を予測したところ、影響はないと評価され、金沢市環境部局の事前審査を終了しております。さらに、都市計画上の観点からも支障なしとの意見も得ております。

以上のことから、本案件の敷地位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1542号「白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物の敷地の位置について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1542号「白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物の敷地の位置について」でございます。議案書は43ページ、図面は45ページになります。スクリーンをご覧下さい。本案件の特定行政庁は、白山市となります。

まず、位置の確認です。こちらが北陸自動車道になります。こちらが海側幹線

であり、こちらが白山ICとなります。今回の案件は、赤く着色した箇所にある、株式会社やまと商事が運営する中間処理施設であり、市北部の旭工業団地内に位置し、市街化区域の工業専用地域内となりますが、今回、施設の稼働時間の延長及び破碎機の増設により、処理能力を拡大することとなったため、申請されたものであります。施設の概要ですが、今回許可対象となるのは、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設であり、処理能力は、それぞれ1日あたり313.1t、128.7tとなります。こちらは施設周辺の拡大図となります。当該区域は、工業団地内であり、最寄りの民家からは330m程度離れております。こちらが施設計画図となります。赤色で示した箇所が破碎機の設置箇所になります。敷地内では、緑色で示した部分を緑化しているなど、敷地外との遮断や騒音などの低減が図られています。また、搬出入車は、都市計画道路旭工業団地線及び市道旭工業団地7号線から、出入りしています。こちらが都市計画道路旭工業団地線からの出入り口となります。道路幅員は16mあります。こちらが市道旭工業団地7号線からの出入り口となります。道路幅員は9.3mあります。搬出入車両は、一日あたり5台程度の増加予定であることから、交通上の支障はないと判断しております。

続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、地元の工業団地に対する説明を終え、合意形成が図られております。また、周辺環境への影響については、金沢市以外での廃棄物処理施設の設置許可は県の環境部局になる訳ですが、騒音、振動を予測したところ、影響はないと評価され、事前審査を終了しております。さらに、白山市の都市計画審議会においても、都市計画上の観点からの支障はないとの意見も得ております。

以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1543号「白山市倉部町地内における特殊建築物の敷地の位置について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1543号「白山市倉部町地内における特殊建築物の敷地の位置について」でございます。議案書は47ページ、図面は49ページになります。スクリーンをご覧ください。本案件の特定行政庁は、白山市となります。

まず、位置の確認です。こちらが北陸自動車道になります。こちらが主要地方道金沢美川小松線であり、こちらが倉部川となります。今回の案件は、赤く着色した箇所にある、ありがとう地球株式会社が運営する中間処理施設であり、市北部に位置し、市街化調整区域内となりますが、今回、容器に入ったまま消費されずに廃棄された食品のリサイクル施設を新たに設置する計画となったため、申請されたものです。施設の概要ですが、今回許可対象となるのは、廃プラスチック類の破碎施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、汚泥の脱水施設であり、処理能力は、それぞれ1日あたり6.1t、66m³、13.2m³となっています。こちらは施設周辺の拡大図となります。当該区域は、市の松任衛生センターに隣接し、最寄りの集落からは300m程度離れております。こちらが施設計画図となります。赤色で示した箇所が破碎機の設置予定地となります。敷地内では、緑色で示した部分を緑化するなど、敷地外との遮断と騒音などの低減を図ります。また、搬出入車は、主要地方道金沢美川小松線に面したこちらから、出入りすることとなります。こちらが主要地方道金沢美川小松線からの出入り口となります。道路幅員は10mあり、搬出入車両は、一日あたり9台程度の予定であることから、交通上の支障はないと判断しております。

続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、近接する倉部町会などに対して説明を行い、合意形成が図られております。また、周辺環境への影響については、騒音、振動、悪臭、水質を予測したところ、影響はないと評価され、県環境部局の事前審査を終了しております。さらに、都市計画上の観点からも支障なしとの意見も得ております。

以上のことから、本案件の敷地位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものいたします。

それでは次に、議第1544号「小松市における特殊建築物の敷地の位置について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1544号「小松市における特殊建築物の敷地の位置について」でございます。議案書は51ページ、図面は53ページになります。スクリーンをご覧下さい。本案件の特定行政庁は、小松市となります。

まず、位置の確認です。こちらが小松空港になります。こちらが加賀市との行政界であり、こちらが一般県道日末村松線となります。今回の案件は、赤く着色

した箇所にある、株式会社中部資源再開発が運営する中間処理施設であり、市街化調整区域に位置しています。当申請地では、平成7年から、他の産廃処理事業者が、がれき類の破碎を行っておりましたが、平成22年に破産し、今回、株式会社中部資源再開発が、がれき類の破碎施設を設置する計画となったため、申請されたものです。施設の概要としては、がれき類の破碎施設であり、処理能力は、1日あたり1,243tとなっています。こちらは施設周辺の拡大図となります。当該区域は、近くに空港やゴルフ場がありますが、最寄りの集落からは800m程度離れております。こちらが施設計画図となります。赤色で示した箇所が破碎機の設置予定地となります。敷地内では、緑色で示した部分を緑化するなど、敷地外との遮断と騒音などの低減を図ります。また、搬出入車は、市道佐美・浜佐美線に面したこちらから、出入りすることとなります。こちらが市道佐美・浜佐美線からの出入り口となります。道路幅員は7.2mあり、搬出入車両は、1日あたり10台程度の予定であることから、交通上の支障はないと判断しております。

続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、近接する佐美町会などに対しても説明を行い、合意形成が図られております。また、周辺環境への影響については、騒音、振動を予測したところ、影響はないと評価され、県環境部局の事前審査を終了しております。さらに、都市計画上の観点からも支障なしとの意見も得ております。

以上のことから、本案件の敷地位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○高山委員： 搬出入車両が1日あたり10台程度と言うのは、正しい値でしょうか。

◎事務局： 事業者からの聞き取りや計画書により、搬出入車両は1日あたり10台程度であると確認しています。

○高山委員： 処理能力は1日あたり1,243tとなっていますが、120t積みのトラックで搬入するということでしょうか。

◎事務局： 1日あたりの最大処理能力が1,243tではありますが、1日中、破碎処理を行うわけではありません。10t積みのダンプトラックが、一日に10台搬入されれば、100tのがれき類が持ち込まれることとなります。1日の処理

能力が100tであれば、1日かけて破砕処理を行うこととなりますが、能力の高い破砕施設であれば、短時間で効率的な処理が可能になります。

○高山委員： 1日に搬入されるがれき類が100tであれば、1時間程度で処理が可能となるがそういうことでしょうか。

◎事務局： そのとおりですが、実際は、産廃事業者が搬入するがれき類をある程度、敷地内に仮置きします。その後、まとまった量について、破砕処理を行うこととなります。

○高山委員： 分かりました。

○紀村委員： 今の質問と関連することとなりますが、議案書に1日あたりの処理能力1243t、11時間稼働と記載していることから、このまま事業者に許可を下ろせば11時間連続で破砕処理を行ってもよいことになるが、問題は無いのでしょうか。

◎廃棄物
対策課： 廃棄物処理施設の処理能力は、8時間が最低ラインとなっています。11時間稼働とは、朝8時から夜7時までのいずれかの時間で破砕処理を行うことを意味し、11時間連続で稼働するというものではありません。仮に施設の許可が8時間であれば、通常、営業時間を夕方5時までとしています。しかし、夕方にがれき類を破砕施設に搬入する車両があり、夜5時以降に破砕処理を行う必要が生じた場合、無許可での処理施設の稼働となりますので、稼働時間を夜7時までとしているところであります。

◆川上会長： 10台程度というのは、実績や実態などから問題ないということでしょうか。

◎廃棄物
対策課： 申請事業者は、すでに県内に複数の処理施設を有していますが、処理施設が1日中稼働している事例はありません。金沢地域の処理施設については、比較的、稼働率が高いと思われませんが、能登地域の処理施設については、現地確認の際に稼働しているのを見たことがない程であります。

○稲村委員： 今の質問と関連することとなりますが、議案書の計画を認めた場合、処理施設からの搬出車両が計画書に記載される10台程度と大きな相違があることを考えられる。そのため、搬出車両の交通量を確認する監視体制については、どのよ

うに考えているのでしょうか。

◎事務局 : 破砕処理後は、再生クラッシャーランなどに利用されることとなりますが、搬出するまでの間、一時的に敷地内に保管することが必要となります。しかし当該敷地には、1日の最大処理能力である1,243tを破砕処理した場合に破砕物を仮置きするスペースがないことから、処理施設的能力を最大限に活用することを考慮すると、敷地の拡張が不可欠となります。敷地の拡張の際には、改めて当都市計画審議会で議を経ることとなることから、当該計画に関する交通量についても問題ないと判断しています。

◆川上会長 : 他に、ご意見・ご質問ございませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1545号「加賀市及び小松市における特殊建築物の敷地の位置について」上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1545号「加賀市及び小松市における特殊建築物の敷地の位置について」でございます。議案書は55ページ、図面は57ページになります。スクリーンをご覧下さい。本案件の所在地は主に加賀市となるため、特定行政庁は、石川県となります。

まず、位置の確認です。こちらが国道8号になります。こちらが国道305号であり、箱宮地内で交差点合流しています。今回の案件は、赤く着色した箇所にある、有限会社セクターが運営する中間処理施設であり、加賀市と小松市の行政境に位置し、加賀市側は非線引き白地地域、小松市側は市街化調整区域であり、平成17年から、木くずの破砕を行っていましたが、今回、木くずの破砕施設を新たに設置する計画となったため、申請されたものです。施設の概要としては、木くずの破砕施設であり、処理能力は、1日あたり164.8tとなります。こちらは施設周辺の拡大図となります。当該区域周辺は事業系の土地利用がなされており、最寄りの民家から100m程度離れております。こちらが施設計画図となります。赤色で示した箇所が破砕機の設置予定地になります。敷地周辺では、緑色で示した部分を緑化するなど、敷地外との遮断と騒音などの低減を図ります。また、搬出入車は、国道305号からこちらの道路を通過し、出入りすることとなります。こちらが国道305号からの出入り口となります。国道から入って、施設出入口までの道路の幅員は6mございまして、搬出入車両は、一日あたり16台程度の予定であることから、交通上の支障はないと判断しております。

続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたって

は、隣接地権者に対する説明を終え、同意を得ております。また、近接する打越町会などに対しても説明を行い、合意形成が図られております。周辺環境への影響については、騒音、振動を予測したところ、影響はないと評価され、県環境部局の事前審査を終了しております。さらに、都市計画上の観点からも支障なしとの意見も得ております。

以上のことから、本案件の敷地位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

最後は報告事項となっています。事務局の方から、「石川県都市計画マスタープランの見直し検討状況について」と、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いします。

◎事務局： それでは、石川県都市計画マスタープランの見直し検討状況について、ご説明いたします。資料は、お手元の資料1になりますが、こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、県の都市計画マスタープランについては、人口減少や地球規模での環境問題といった時代の潮流に対応した「都市の将来像」を示すため、土地利用などの「都市計画に関する基本的な方針」を定めたものでございまして、都市計画法に基づき、平成16年度に策定しております。また、各市町においては、この県のマスタープランに示された方針に沿って、地域の実情に応じたまちづくりを進めるための市町独自の都市計画マスタープランを策定し、その実現に向けて取り組んでおります。しかし、現在、県のマスタープランの策定から、概ね10年が経過し、その間、市町村合併による都市の枠組みが大きく変化したこと、能登半島地震、東日本大震災を経験し、災害に強いまちづくりが一層求められていることなどから、県マスタープランの見直しを進めております。

石川県都市計画マスタープランの構成についてですが、県全体の方向性を示す、都市計画の目標、テーマ等から成る「基本的な方針」を設定し、これを受け、県内を4つの地域に分けて広域的な観点からまちづくりを進める「広域都市圏マスタープラン」があり、更に、県内18の各都市計画区域ごとの都市像を示す「都市計画区域マスタープラン」の3部構成となっております。現在、県全体の方向性を示す「基本的な方針」について、見直しを進めており、その内容について、簡潔に、ご説明させていただきます。

最初に、都市計画の理念ですが、県の新長期構想の基本方針との整合を図りつ

つ、現在、地域主体のまちづくりが求められている一方で、人口減少などの社会問題に対応したまちづくりも求められていることから、「個性、交流、安心を目指した地域主体の持続可能なまちづくり」を基本理念とし、今回、茶色に着色してあるところが、見直した箇所となります。

この基本理念を踏まえ、都市づくりを推進するため、5つの都市計画の目標を見直しております。まず、都市計画の目標1ですが、タイトルを「まとまりのある賑わいのまちづくり」から「持続可能でまとまりのある賑わいのまちづくり」に見直しました。内容については、地域コミュニティやまちなかの賑わい再生という観点に加えて、都市機能の集約化や、再生可能エネルギーの活用を図る必要があるため、「持続可能なまちづくり」の視点を新たに加えました。都市計画の目標2ですが、タイトルを「快適で安心して暮らせるまちづくり」から「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」に見直しました。内容についても、既成市街地の再整備や地域の活力維持という観点に加えて、都市の規模に応じた適切な都市基盤整備と社会資本の適確な維持管理・更新を図るとともに、従来のハード施策を主とした防災対策に加えて、ソフト施策を組み合わせた減災対策を新たな視点として加えました。都市計画の目標3ですが、タイトルとしての「活力ある地域拠点の創造と交流のまちづくり」はこのままとし、内容の方で、北陸新幹線金沢開業に向けた、主要な駅の整備や、周遊性向上に向けた多様な交通ネットワークの充実・連携に努める視点を新たに加えました。都市計画の目標4ですが、タイトルとしての「個性ある景観と多様な自然を活かしたまちづくり」をこのままとし、内容の方で、歴史的な街並み景観に加えて、文化的な街並み景観や里山里海景観の保全・創出を推進する視点を加えております。最後に都市計画の目標5についてでございます。タイトルを「住民参加型のまちづくり」から「地域主体のまちづくり」に見直しました。内容については、住民や企業・NPO・行政などの多様な主体が参画するとともに、行政・NPOなどが地域の自発的なまちづくりを支援することが求められている視点を新たに加えました。

次に、都市計画のテーマでございますが、都市計画の目標を達成するため、10のテーマを設定しております。まず、テーマ1は、タイトルを「コンパクトシティ化」から「コンパクトで持続可能なまちづくり」に見直しました。内容については、中心市街地に加えて地域拠点への都市機能の集積や、サービス水準の高い交通による拠点間の連携強化により、郊外への無秩序な開発を抑制して、低炭素まちづくりを推進することを新たな視点として加えました。テーマ2は、タイトルを「まちなかの再生」から「まちなかのにぎわい再生」に見直しました。内容については、まちなかのにぎわいを取り戻すために、商業機能の再生や郊外における新たな大規模集客施設の立地抑制に努めることを新たな視点として加えま

した。テーマ3は、タイトルとしての「快適な居住環境の充実」はこのままとしております。しかし、内容の方で、都市のバリアフリーに加えて、ユニバーサルデザインに取り組み、できるだけ多くの人々が利用できる生活環境の構築を推進するとともに、防犯・防災にも配慮した柔軟な市街地整備、空家対策、既存建築物の再生を新たな視点として修正しております。テーマ4は、タイトルとしての「災害に強いまちづくり」をこのままとし、内容の方を見直し、ハード面では、市街地の耐震化や、社会資本の適正な維持管理・更新による災害に強いまちづくりを推進し、ソフト面では災害リスクを考慮した土地利用や災害情報提供システムの整備による防災・減災対策を推進することを新たな視点として加えました。テーマ5の「活力ある産業拠点の創造」については、これまで通り、空港、港湾、駅前、工業団地の整備や機能強化の充実により、活力ある産業の拠点づくりを推進していくこととしています。テーマ6は、タイトルとしての「広域都市圏ネットワークの形成」をこのままとし、代替性・多様性ある交通基盤の形成を図るため、航空・鉄道・幹線道路による基幹交通網の整備や機能強化を推進することに加え、鉄道駅などの交通結節点と目的地を結ぶ二次交通対策の推進を新たな視点として、内容を見直しました。テーマ7は、タイトルとしての「都市内公共交通機関等の活用・充実」をこのままとし、バス専用レーンや自転車レーンなどの公共交通、自転車・歩行者の活用しやすい交通環境の整備や、パークアンドライドなどの交通需要マネジメントに加えて、自動車から公共交通利用への意識転換等を促し、更なる都市交通の円滑化を推進することを新たな視点として加えました。テーマ8は、タイトルとしての「個性ある景観の保全・創出」はこのままとし、これまでの歴史的な街並みに加えて、文化的な街並みや里山里海の景観の保全を内容の方で新たな視点として加えました。テーマ9は、タイトルとしての「自然環境との共生・保全」をこのままとし、内容の方で白山麓や能登・加賀の海岸線に代表される多様な自然を保全・活用し、自然との共生を形成することに加えて、生物多様性に配慮した環境に優しい都市環境づくりを新たな視点として加えました。最後にテーマ10は、タイトルを「参加と協働のまちづくり」から「地域主体の連携・協働によるまちづくり」に見直しました。内容については、行政やNPOなどによる、まちづくりに関する情報発信や人材育成に取り組むとともに、多様な主体による地域に応じた安全・安心で魅力あるまちづくりを推進する視点を新たに加えました。

以上で、「石川県都市計画マスタープランの見直し検討状況について」説明を終わります。

◎事務局 : 次に、お配りしてありますA3の資料2「都市計画決定案件（市町決定）に

ついて」をご覧ください。これは、前回11月16日開催の第156回審議会以降に、市において決定告示された案件又は、市の審議会で審議され、了承された案件の一覧表でございます。

全体で43件あり、このうち前回報告済みで、その後に決定告示されたものが4件ありまして、表の1番目から4番目まででございます。また、前回審議会以降に市の審議会で審議されたものが39件ございます。このうち、8件は既に決定告示を終えております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんか。

特にご意見・ご質問ございませんようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。この機会にご発言があれば何かございませんか。特にございませんようですので、事務局にお返しします。

◎事務局： ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第157回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。